

町県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税などの町税は、私たちが安心して暮らすための貴重な財源です。指定された納期限までに納めましょう。納期限までに納付されなかった場合、督促状や催告書を送付しています。

なお、12月は収納強化月間として、電話や訪問による催告や滞納処分を強化しています。早めの納付にご協力ください。

### ◆滞納を放置しておくと…

町では、期限内に納付された方との公平性を守るため、また安定した税収入を確保するため、納税において誠意の見られない納税者に対しては財産調査を行い、財産の差押えなどの滞納処分を行っています。

#### ○「不動産差押え」

不動産登記簿に「差押」の登記をして、財産を処分することを禁止し、公売できる状態にします。

#### ○「預金差押え」

銀行・信用金庫・農協・ゆうちょ銀行などの金融機関に照会を行い、預貯金を差押えて、滞納している税金に充当します。

#### ○「給与差押え」

勤務先に給与支払い額などの照会を行い、給与差押え後、毎月雇用主から徴収し、滞納している税金に充当します。

#### ○「生命保険差押え」

生命保険会社などに照会を行い、生命保険差押え後に解約し、生命保険会社から解約返戻金を徴収し、滞納している税金に充当します。

#### ○「動産差押え」

捜索による強制調査を実施し、財産差押え後、インターネット等で公売し、滞納している税金に充当します。

### ◆事情のある人は必ず納税相談を

病気や失業、その他のやむを得ない理由で一時的に税金の期限内納付が困難な人は、そのまま放置せず、必ず税務課まで連絡してください。期間を定め、分割納付などの方法がありますので、ご相談ください。

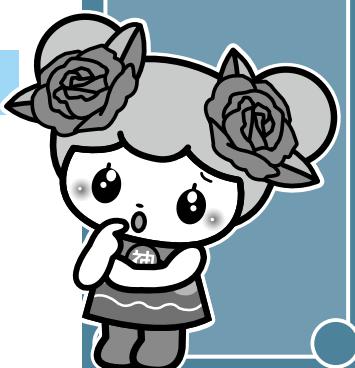
### ◆納税は口座振替が便利です

町税の納付は、口座から自動的に納付できる、安心で便利な口座振替をお勧めします。口座振替を希望する金融機関または税務課に、通帳と届出印を持って、手続きをしてください。

### ◆コンビニエンスストア又はスマートフォンアプリで

納付書に記載されているコンビニエンスストア又はスマートフォンのアプリ(PayB、PayPay)で24時間納付することができます。どちらも納付に対する手数料はかかりませんが、有効期限を過ぎた納付書では納付できませんので、金融機関又は税務課で納付してください。

12月は町税収納強化月間です  
税金の納め忘れはありませんか？



# 保険料の納め忘れはありませんか？

「介護保険料」や「後期高齢者医療保険料」などを、特別な事情がなく滞納していると、保険料を納付している人と公平を図るために、以下のような措置がとられます。

■納期限を過ぎると督促が行われ、延滞金などが徴収されることがあります。

■指定された期限までに滞納保険料が納付されない場合は、税金と同様に、財産の差し押さえ処分などを受ける場合もあります。

■滞納が続くと様々な制限を受けることがあります。(右図参照)

## 保険料の滞納と制限の内容

1年  
以上滞納

利用する介護サービス費用や医療費がいったん全額自己負担となる場合があります。

1年6ヶ月  
以上滞納

介護サービス費用の一時的な全額自己負担や、医療保険の給付が全部、または一部差し止めになる場合があります。

さらに滞納  
が続くと…

介護保険利用者負担割合の引き上げのほか、高額介護サービス費等が受けられない場合や、医療保険の保険給付額から滞納分が差し引かれる場合もあります。

いざというときに安心して利用できるように、保険料の納付忘れにご注意ください。

### やむを得ない特別な理由で保険料を納められないときは

災害などやむを得ない特別な理由で保険料の納付が困難な時は、納付猶予や保険料の減免が受けられる場合があります。困ったときは滞納のままにせず、お早めにご相談ください。

介護保険料 …… 安八郡広域連合 63-2050  
後期高齢者医療保険料 … 住民保険課 27-0174

従業員の個人住民税の特別徴収を実施していない事業主の皆さんへ



## 個人住民税は特別徴収で納めましょう！

■個人住民税の特別徴収とは、給与支払者が、所得税の源泉徴収と同様に、住民税の納税義務者である給与所得者に代わって、毎月従業員に支払う給与から住民税（町民税+県民税）を徴収（天引き）し、納入していただく制度です。

■地方税法第321条の4及び条例の規定により、給与を支払う事業者は、原則としてすべて特別徴収義務者として住民税を特別徴収していただくことになっています。

税務課 27-0173